

平成20年(再)第65号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都千代田区麹町五丁目3番地
再生債務者 株式会社アスコム

主 文

本件再生計画を認可する。

理 由

決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

平成20年7月29日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 内 田 博 久

裁判官 山 崎 栄一郎

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 神 原 公 壮

